

議員提出議案第 15 号

子ども手当の財源の地方負担に反対する意見書

政府は政権発足以来、子ども手当は全額国庫負担で実施するとの方針を繰り返し表明してきたものの、平成 22 年度予算については単年度限りの「暫定措置」として地方負担約 6,100 億円を強いられることとなりました。

本来、全額国庫負担が原則であった子ども手当について、原口一博前総務大臣は国会答弁等で、地方負担を継続しないことを明確にしていたにもかかわらず、現政権は平成 23 年度以降も地方負担を求めるとの考えを示しています。

子育て支援は地域の実情に応じて地方自治体が創意工夫を発揮できる分野を地方が担当すべきであり、政府主導で実施した子ども手当のような全国一律の現金給付については国が担当すべきです。

以上のことから、政府は、子ども手当制度の事業実施においては、最低でも現行の地方負担を廃止し、全額国庫負担で実施するよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 22 年 12 月 14 日提出

提出者	さいたま市議会議員	青羽健仁
	同	細川邦子
	同	花岡能理雄
	同	山崎章
	同	松本敏雄
賛成者	さいたま市議会議員	武笠光明
	同	高柳俊哉
	同	輿水恵一
	同	神田義行
	同	関根隆俊
	同	長谷川浄意